

## 第2号被保険者の特定疾病

40歳から64歳まで（2号被保険者）の方が介護保険サービスを利用できるのは、老化に起因して発症した下記1～16までの「特定疾病」が原因となって、介護が必要であると認定された場合に限りです。

特定疾病以外の原因で介護が必要になった場合は、介護保険の対象にはなりませんので、ご注意ください。

### 特定疾病の種類

1. 末期がん（医師が、一般に認められている医学的知見に基づき、回復の見込みがない状態に至ったと判断したもの）
2. 筋萎縮性側索硬化症
3. 後縦靭帯骨化症
4. 骨折を伴う骨粗しょう症
5. 多系統萎縮症
6. 初老期における認知症
7. 脊髄小脳変性症
8. 脊柱管狭窄症
9. 早老症
10. 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症
11. 脳血管疾患（外傷性を除く）
12. 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症およびパーキンソン病
13. 閉塞性動脈硬化症
14. 関節リウマチ
15. 慢性閉塞性肺疾患
16. 両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

### 注意事項

1. 40歳から64歳までの方が介護認定の申請をする場合は、申請書の「特定疾病名」の欄に、上記1～16までの**特定疾病の名称**と、加入している**医療保険の名称**を必ずお書きください。  
なお、主治医意見書で特定疾病に該当することが確認できない場合は、認定申請は却下されますので、ご注意ください。